

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
南那須地域	那須烏山市、那珂川町	平成 22 年度～平成 26 年度	平成 22 年度～平成 26 年度

1 目標の達成状況

(ごみ処理)

指 標		現状 (割合※1) 平成 23 年度	目標 (割合※1) (平成 27 年度) A	実績 (割合※1) (平成 27 年度) B	実績 B /目標 A
排出量	事業系 総排出量	2,074 t	2,140 t (3.2%)	2,164 t (4.3%)	101.1%
	1 事業所当たりの排出量	0.8 t	0.8 t (0.0%)	1.0 t (25.0%)	125.0%
	家庭系 総排出量	11,972 t	11,212 t (-6.3%)	11,354 t (-5.2%)	101.3%
	1 人当たりの排出量	207.7 kg/人	201.1 kg/人 (-3.2%)	218.9 kg/人 (5.4%)	108.9%
合 計 事業系家庭系総排出量合計		14,046 t	13,352 t (-4.9%)	13,518 t (-3.8%)	101.2%
再生利用量	直接資源化量	1,382 t (9.8%)	1,493 t (11.2%)	1,122 t (8.3%)	75.1%
	総資源化量	2,290 t (16.3%)	2,408 t (18.0%)	1,775 t (13.1%)	73.7%
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	MWh	MWh	MWh	
減量化量	中間処理による減量化量	10,341 t (73.6%)	9,695 t (72.6%)	10,530 t (77.9%)	108.6%
最終処分量	埋立最終処分量	1,442 t (10.3%)	1,277 t (9.6%)	1,285 t (9.5%)	100.6%

※目標未達成の指標のみを記載。

(生活排水処理)

指標		現 状 (平成 23 年度)	目 標 (平成 27 年度) A	実 績 (平成 27 年度) B	実績 B /目標 A
総人口		48,435 人	46,193 人	45,350 人	—
公共下水道	汚水衛生処理人口	9,910 人	11,176 人	9,157 人	81.9%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口	20.5%	24.2%	20.2%	83.5%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	1,766 人	1,927 人	1,857 人	96.4%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口	3.6%	4.2%	4.1%	97.6%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	14,288 人	16,608 人	15,394 人	92.7%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口	29.5%	36.0%	33.9%	94.2%
未処理人口		22,471 人	16,482 人	18,942 人	114.9%

※目標未達成の指標のみを記載。

2 目標が達成できなかった要因

(ごみ処理)

○排出量

事業系ごみの主な要因としては、可燃ごみの排出量が平成 23 年度比 133 t (7.0%) の増となったことが考えられる。特に大型スーパー等、大規模事業者からの排出量が増加傾向にある。

家庭系ごみの主な要因としては、遺品整理の際に発生する粗大ごみが増加している(単身高齢者世帯数が増加傾向にあり、死亡して空き家となるケースが増加しているため) ことが一因と考えられる。

○再生利用量

主な要因としては、ペットボトル、アルミ缶、段ボール等の店頭回収や新聞の販売店回収の普及などが考えられる。

○最終処分量

主な要因としては、排出量の実績が目標の 13,352 t に対して 166 t の増となったことが考えられる。

(生活排水処理)

主な要因としては、死亡及び転出等による区域内人口の減少や住民への普及活動が足りなかったことなどが考えられる。

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度 32 年度まで

(ごみ処理)

今後、ごみ処理に関する普及啓発（ホームページや広報等による周知徹底）や助成金等による支援を行うとともに、各種施策を積極的に取組み、未達成であった各目標の改善に結びつける。具体的には、以下の取組みを重点的に推進する。

【排出量】

- ごみ減量化による経費削減効果をわかりやすくまとめ、住民や事業所に対し周知徹底し意識の向上を図る。
- 家庭系ごみの減量化を推進するため、本地域の実情にあった家庭ごみ有料化制度の導入を検討する。
- 住民に対する食べ残し、使わない食品の防止普及啓発により、燃えるごみに含まれる生ごみの減量化を図る。
- 家具や衣類の再使用を促進し、ごみの減量化を図るため、ホームページや広報等による、リサイクルショップの情報や住民どうしが不用品を交換できる情報の提供を検討する。
- 事業系ごみの展開検査を実施し、資源物の混入が多い場合には、排出事業者へ資源ごみの分別と適正排出を呼びかける。特に多量排出事業者に対しては、廃棄物処理法に基づき減量化計画の策定等個別に指導を行う。
- 事業者に対する簡易包装の普及啓発により、燃えるごみに含まれる紙・布類の減量化を図る。

【再生利用量】

- 可燃ごみに混入している資源物を減らすため、家庭ごみ分別の周知徹底を図る。特に雑紙の分別を推進する。
- 助成金制度の周知徹底により、生ごみ処理機の普及を図り、ごみ減量化、再生利用の促進を図る。
- 報奨金制度を周知徹底し、集団回収に取り組む団体数を増加させ、再生利用量の増加、住民に対する普及啓発を図る。

(生活排水処理)

引き続き以下の施策を実施する。

下水道整備の促進はもとより、既に整備された地区については下水道接続の促進に努め、合併処理浄化槽を設置した家庭については保守点検・維持管理の徹底を図るとともに、その他の世帯については合併処理浄化槽への転換を促進する。

(都道府県知事の所見)

(ごみ処理)

計画期間内に達成できなかった目標について、上記記載の取組みの実施により改善が期待される。

県としても、改善計画が着実に実行されるよう必要に応じて情報提供や助言等により支援していくこととしたい。

(生活排水処理)

生活排水処理に関して、区域内人口の減少等により目標値を達成することが出来なかったが平成 23 年度と比較し汚水衛生処理人口及び汚水処理人口普及率とも向上している（公共下水道以外）。

今回の結果を踏まえ下水道接続の促進及び住民への普及・啓発に積極的に取り組んでいただきたい。